

季節性インフルエンザの出席停止期間について

吳市学校安全課 吳市こども施設課

季節性インフルエンザに罹患した場合、「発症後5日間」かつ「解熱後2日間（乳幼児は3日間）」は、出席停止になります。

季節性インフルエンザ回復時の「罹患証明書（経過報告書）」は不要となりますので、出席停止期間終了後に、登園してください。

なお、出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断します。検査結果等の書類は不要ですが、受診時に必ず確認してください。

●発症日	熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの症状が出はじめた日（医師が判断）
●発症後5日間	発症した日を0日として、そこから5日間を経過する日まで
●解熱後2日間 (乳幼児は3日間)	解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目とし、解熱剤を使わずに平熱（37.4度以下）で過ごせる日を2日間（乳幼児は3日間）経過するまで

【出席停止期間早見表】（児童生徒）

【出席停止期間早見表】 (乳幼児)